

剣道称号「教士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

剣道錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（令和6年11月30日以前に取得）した者。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の教士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣連に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（11月25日）とする。

3. 都道府県剣連の推薦

- (1) 申込者が提出した、教士受審申請書と小論文を受理する。
- (2) 都道府県剣連会長は、申込者が称号・段級位審査規則第10条第2号の付与基準に該当し、かつ、称号・段位審査実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切 令和8年10月2日（金）県内締め切り

5. 申込先

岩手県剣道連盟

〒020-0133 盛岡市青山4丁目13-30 岩手県スポーツ協会会館内

電話 FAX 019-645-2220

6. 審査の方法

課題に対する小論文提出の形式で実施し、小論文を採点のうえ審査会に付議して可否を決定する。

課題・書き方および提出方法

- (1) 剣道の課題 「剣道指導者としてのあり方」
*参考書籍「剣道指導要領」(全剣連発行)
- (2) 字数 800字以上1,200字以内
- (3) 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）
- (4) 書き方 用紙1～3行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、4行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。
- (5) 提出方法 封筒長3を使用し、表に「剣道称号教士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したものを登録剣道連盟へ提出すること。

7. 審査会期日 令和8年11月25日（水）

8. 審査料

教士受審料 13,000円

郵便振替番号 02260-7-59699

加入者 岩手県剣道連盟

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- (1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。
- (2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。
- (3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

居合道称号「教士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

居合道錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（令和6年11月30日以前に取得）した者。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の教士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣連に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（11月25日）とする。

3. 都道府県剣連の推薦

- (1) 申込者が提出した、教士受審申請書と小論文を受理する。
- (2) 都道府県剣連会長は、申込者が称号・段級位審査規則第10条第2号の付与基準に該当し、かつ、称号・段位審査実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切 令和8年10月2日（金）県内締め切り

5. 申込先

岩手県剣道連盟

〒020-0133 盛岡市青山4丁目13-30 岩手県スポーツ協会会館内

電話 FAX 019-645-2220

6. 審査の方法

課題に対する小論文提出の形式で実施し、小論文を採点のうえ審査会に付議して可否を決定する。

課題・書き方および提出方法

- (1) 居合道の課題 「称号(教士)としての指導への取り組みについて」
- (2) 字数 800字以上1,200字以内
- (3) 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）
- (4) 書き方 用紙1～3行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、4行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。
- (5) 提出方法 封筒長3を使用し、表に「居合道称号教士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したものを登録剣道連盟へ提出すること。

7. 審査会期日 令和8年11月25日（水）

8. 審査料

教士受審料 13,000円

郵便振替番号 02260-7-59699

加入者 岩手県剣道連盟

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- (1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。
- (2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。
- (3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

杖道称号「教士」審査会要項

全日本剣道連盟

1. 申込対象者

杖道錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（令和6年11月30日以前に取得）した者。

2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、所定の教士受審申請書に小論文を添え、都道府県剣連に提出する。
- (2) 年齢基準は審査当日（11月25日）とする。

3. 都道府県剣連の推薦

- (1) 申込者が提出した、教士受審申請書と小論文を受理する。
- (2) 都道府県剣連会長は、申込者が称号・段級位審査規則第10条第2号の付与基準に該当し、かつ、称号・段位審査実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。
- (3) 推薦方法は、候補者推薦書を作成して、受理した受審申請書と小論文（封印のまま）を添えて全剣連に送付する。

4. 申込締切 令和8年10月2日（金）県内締め切り

5. 申込先

岩手県剣道連盟

〒020-0133 盛岡市青山4丁目13-30 岩手県スポーツ協会会館内

電話 FAX 019-645-2220

6. 審査の方法

課題に対する小論文提出の形式で実施し、小論文を採点のうえ審査会に付議して可否を決定する。

課題・書き方および提出方法

- (1) 杖道の課題 「称号(教士)としての指導と今後の杖道普及への具体的な取り組み」
- (2) 字数 800字以上1,200字以内
- (3) 用紙 400字詰め原稿用紙（市販のB4縦書き）
- (4) 書き方 用紙1～3行目に表題と登録都道府県・氏名を記し、4行目2段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。原稿用紙の右上をホチキスで止めること。
- (5) 提出方法 封筒長3を使用し、表に「杖道称号教士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記し封印したものを登録剣道連盟へ提出すること。

7. 審査会期日 令和8年11月25日（水）

8. 審査料

教士受審料 13,000円

郵便振替番号 02260-7-59699

加入者 岩手県剣道連盟

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

10. 個人情報保護法への対応

※ 以下を周知して下さい。

参加者の個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は、全日本剣道連盟および地方代表団体（各都道府県剣道連盟）が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- (1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。
- (2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。
- (3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。